

別紙

多重債務問題改善プログラムに基づく各関係団体の協力により、多重債務者数の減少に繋がったが、一部の貸金業者やサービサーの任意整理統一基準を蔑ろにする行為が見受けられる。

一部の貸金業者やサービサーが多重債務問題改善プログラムを軽視し、専門家からの任意整理に応じないことを会社の方針として行っているが、本件も会社の方針として任意整理に応じないと主張し、一切の交渉に応じない対応であることから本件申出を行った。

現在、依頼者から任意整理の依頼を受けている司法書士ですが、依頼者は A 債権回収株式会社から給料の差押えを受けており、和解の提案をしても一切応じない状況です。

依頼者は先行する約 100 万円の滞納税金の差押えを受けているため、A 債権回収株式会社は返済を受けられないような状況であるにもかかわらず、それでも和解に応じず、滞納税金が終わる数年後に差押えによる返済が受けられればいいから和解には応じないの一点張りです。

そうなる滞納税金の支払いが終わる数年間の間も延滞利息が付き続けて、依頼者の生活はいつまでたっても改善することはできません。

依頼者は警備の仕事をしており、自己破産をすると仕事を失います。現在、64 歳の依頼者は再就職をするのも困難な状況であるため、自己破産ではなく、任意整理により支払いをしていくことを希望しており、他の債権者とは既に和解をしています。

A 債権回収株式会社は大手金融機関の関係会社で、そのような会社が一般市民の生活を改善することを阻害して、多重債務問題改善プログラムの趣旨に反する、横柄な対応をし続けるような企業に、サービサーとしても資格はないため、A 債権回収株式会社の業務改善を求めます。

債権管理回収業の業務運営に関する自主規制規則の第 8 条では、会員は、第 1 条の「目的」に鑑み、債権回収会社の業務運営にあたり、債務者等の事業または経済生活に著しい支障が生じないように、可能な限りの配慮をすることとすると定めているが、先行する高額な滞納税金の差押えにより、生活は困窮し、その中でも支払いをするべく、原資を用意し、他社とは既に和解をして、支払いをする意思を示しているにもかかわらず、差押えを継続しても、数ヶ月もの間、回収は出来ていなくて、今後も回収の可能性は低いにもかかわらず、事情を一切考慮せず、会社の方針として、和解を拒む行為は、自主ルールに反していることは明らかである。

また、債権管理回収業に関する特別措置法第 18 条第 6 項では、債権回収会社は、債務者等に対し、貸金業法第二条第一項に規定する貸金業を営む者からの金銭の借入れその他これに類する方法により特定金銭債権に係る債務の弁済資金を調達することをみだりに要求

してはならない。

第7項、債権回収会社は、債務者等の親族（債務者等と内縁関係にある者その他債務者等と同居し、かつ、生計を同じくする者を含む。）又は債務者等が雇用する者その他の債務者等と密接な関係を有する者に対し、債務者等に代わって債務を弁済することをみだりに要求してはならないと定めています。

先行する滞納税金の差押えにより、自らの収入から貯蓄をして一括返済をすることは困難な状況で、一括以外の選択肢を与えないということは、他から資金を調達することを強要していることに他ならないと考えます。

同様の規定は、自主ルールの第35条で、会員は、債権の管理回収業務等を行うにあたり、債務者等に対し、貸金業法第2条第1項に規定する貸金業を営む者その他の第三者からの金銭借入れその他これに類する方法により債務の弁済資金を調達することをみだりに要求してはならないと定めています。

これらのことから、生活に困窮している債務者への配慮はなど一切なく、間接的に親族や第三者からの借入れを要求し、まさに債務者以外からの弁済資金の調達を示唆しているにほかならない。

このようなサービスの横暴が続くようでは、監督官庁である法務省において、債権管理回収事業者が法の趣旨に則ったり、債務者の生活に配慮した適切な事業運営がなされるよう監督指導を行うことを求め、事務ガイドラインの改訂、さらには法改正をも視野に入れた検討を行って頂く必要があると考えます。

貴協会においては、自主ルールに従って、適切な業務を行うよう、会員の管理指導を徹底して頂きたい。